受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提	出	者
30年-1 (30. 2.15)	総務	クレジットカードを用いたギャンブルの規制・自粛を求める意見 書の提出について	足 羽 佑 太 (倉吉市)		
		▶陳情理由 いわゆるギャンブルは、偶然の事情によって決定される勝敗 に、財物を賭けて勝負することをいい、個人による賭博場の 開帳、賭博行為が刑法で禁止されている(大審院昭和7年4月 12日判決刑集11巻367頁)。これが社会に蔓延する場合、国民 の射幸心が助長され、怠惰浪費の弊風が生まれる可能性があり、 勤労の美風が損なわれるためである(最高裁大法廷昭和25年11月22日判決刑集4巻11号2380頁ほか)。 一方、国が行うギャンブルについては、たとえば競馬であれば 農林水産省所管の競馬法(昭和23年法律第158号)によって、 農林水産業の維持・振興のためとして、開催期間・開催時間・ 発走時刻などが管理された上、実施されている。鬼くしは、当 せん金付証票法(昭和23年法律第144号)が規律し、総務省が所管するが、一部は発行地方自治体の財源となり、当せん金付証票の発行については議会の議決事項にされているところである。 さて、現在、たとえば競輪やオートレース(バイクレース)については、クレジットカードで投票専用の電子マネーを購入し、その電子マネーを投票に用いることによって、クレジットカードを用いたけ変が可能になっている。なお、この販売は民間が行っており、投票券の販売促進を目的にしたプロモーションなどが頻繁に実施されているようである(たとえば、1,000円購入したら○○(商品)、○○万円が当たる、など。)。また、最近報道があったように、総務省は、クレジットカードを用いたナンバーズやロトくじなどの販売を今年10月から解禁するようである。日本中央競馬会(JRA)できるようである。クレジットカードは、現在は持っていないお金を、「信用」でクレジット会社から借りているものであり、これをギャンブル			

に用いれば、勝ったときは良いものの、負けたときは負債のみ が残ることになり、デフォルト(債務不履行)、自己破産に陥る リスクが大きい。 ついては、鳥取県議会において、クレジットカードを用いた 投票券の販売 (ギャンブル) を規制・自粛すべき旨の意見書を、 地方自治法第99条の規定に基づいて提出してもらいたい。 ▶陳情趣旨 鳥取県議会において、クレジットカードを用いたギャンブル の規制・自粛を求める意見書を提出すること。